

高等教育の修学支援新制度による授業料減免の支援の継続申請について

高等教育の修学支援新制度による授業料減免の支援額は、日本学生支援機構の給付奨学金の採用区分によって決定します。

給付奨学金の支援区分は、学業成績及び経済状況に応じて、4月及び10月に支援区分の見直しが行われます。(詳細については、給付奨学生のしおりを確認してください。)

支援区分の見直しに伴い、高等教育の修学支援新制度による授業料減免の支援の継続申請書の提出が必須となります。

別添の「大学等における修学の支援に関する法律による授業料減免の対象者の認定の継続に関する申請書」を記入の上、各キャンパス担当窓口で郵送で9月30日(金)必着にて、提出してください。

注) 継続申請の提出がない場合、高等教育の修学支援新制度による授業料の支援が停止します。

- ◇対象 日本学生支援機構の給付型奨学金採用者(新制度)
- ◇提出期限 令和4年9月30日(金)
- ◇提出方法 郵送又は担当窓口へ提出。
- ◇郵送先 令和4年10月以降所属の下記キャンパス
 - ・小白川キャンパス
〒990-8560 山形市小白川町一丁目4-12
山形大学学生センター学生支援担当
 - ・飯田キャンパス
〒990-9585 山形市飯田西二丁目2-2
山形大学医学部学務課学生支援担当
 - ・米沢キャンパス
〒992-8510 米沢市城南四丁目3-16
山形大学工学部学生サポートセンター学生支援担当
 - ・鶴岡キャンパス
〒997-8555 鶴岡市若葉町1-23
山形大学農学部学生センター学務担当

願書は必ず申請者本人が記入し、郵送してください。
父母等や代理人による代理申請は原則できません。

大学等における修学の支援に関する法律による 授業料減免の対象者の認定の継続に関する申請書

令和 年 月 日

山形大学長 殿

私は貴学（貴校）に対し、大学等における修学の支援に関する法律による授業料減免の対象者としての認定の継続を申請します。

申請にあたって、私は以下の事項を確認し、理解しています。

- ◆ この申請書の記載事項は事実と相違ありません。なお、申請書の記載事項に事実と相違があった場合、認定を取り消され、減免を打ち切られることがあるとともに、在学する学校において減免を受けた金額の支払を求められることがあることを承知しています。
- ◆ 授業料等減免の対象者の認定手続きにおいて、独立行政法人日本学生支援機構（以下、「機構」という。）を通じ、山形大学が機構の保有する私の給付奨学金に関する情報の送付を受けること及び機構が山形大学の保有する私の授業料等減免等に関する情報の送付を受けることに同意します。

※以下のすべての項目を、申請者本人が記入してください。

申請者	フリガナ		入学年月	年 月 入学	
	氏名				
	生年月日	(西暦) 年 月 日生 (歳)			
	現住所	〒 都道府県 市区町村			
	所属学部・学科等		学籍番号		
	学年		昼間・夜間・通信の別	<input type="checkbox"/> 昼 (昼夜開講を含む) <input type="checkbox"/> 夜 <input type="checkbox"/> 通信	
	日本学生支援機構の給付奨学金に関する情報				
		給付奨学金の奨学生番号			

※ 日本学生支援機構の給付奨学金を併せて受けていただくことが基本です。

※ 申請書に記載された内容及び提出された書類の情報は、授業料等減免の認定及び本学が実施する経済支援のために利用します。また、今後の授業料等減免制度の検討のため、統計資料の作成に利用する場合がありますが、作成に際しては個人が特定できないように処理します。